

**「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策**

独立行政法人 労働政策研究・研修機構が平成27年12月に公表した調査では、無期転換ルール（労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール）の内容を知らない企業が4割超にのぼっています。

厚生労働省は、労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申込みが、2年後の平成30年度から本格的に行われることを踏まえ、事業主等に理解いただきたい内容と、厚生労働省が今年度実施する8つの支援策をまとめました。

**●無期転換ルールの導入に向けた厚生労働省の8つの支援**

- (1) 無期転換制度の導入支援のための「モデル就業規則」の作成（小売業・飲食業は作成済み）
- (2) 無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施
- (3) 無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で208回開催
- (4) 無期転換制度や「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを開催
- (5) 先進的な取組を行っている企業の事例を厚生労働省のホームページなどで紹介
- (6) 無期転換制度の導入手順などを紹介するハンドブックを作成
- (7) キャリアアップ助成金を拡充
- (8) 都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））に専門の相談員を配置

**●無期転換ルールの特例**

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」によって、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。（平成27年度は、全国で3,287件が認定されています。）

**●無期転換ルールに対する企業側の対応方針**

（独）労働政策研究・研修機構が実施した「改正労働契約法とその特例への対応状況 及び 多様な正社員の活用状況に関する調査」（平成27年12月18日）の結果によると、労働契約法が改正されたこと自体を知っていると回答した企業の割合は、9割を超えました。一方、改正された内容を知らないと回答した企業の割合は4割を超えている状況でした。

また、フルタイム契約労働者を雇用している企業、パートタイム契約労働者を雇用している企業ともに、6割を超える企業（66.1%）が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答しています。

**フルタイム契約労働者を雇用している企業（2,671社）の回答**

通算5年を超えないよう運用	6.0%
申し込みがなされた段階で無期契約に切り替える	45.4%
適性をみながら5年前に無期契約に切り替える	19.6%
雇い入れの段階から無期契約にする	1.1%
有期契約労働者を派遣労働者や請負に切り替える	0.4%
対応方針は未定・わからない	23.9%
無回答	3.6%

何らかの形で無期  
契約にしていく  
⇒ 66.1%